

松伏町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、同条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 松伏町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域の住民、保護者等の学校運営への参画を促進することにより、松伏町立小中学校（以下「学校」という。）、地域の住民、保護者等が一体となって学校運営の改善を図るため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長、当該対象学校の所在する地域の住民及び当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置いたときは、速やかに、対象学校を明示し、当該対象学校の校長に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、次に掲げる事項について、職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

- (1) 対象学校の職員の採用の方針
- (2) 対象学校の職員の昇任の方針
- (3) 対象学校の職員の転任の方針

3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 前条第1項の承認を得た基本的な方針の実現に資する建設的な意見に限ること。
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ること。

(3) 対象学校の職員個人を特定した意見とならないこと。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を当該対象学校の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深め、参画を促進すること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第7条 協議会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行

(2) 委員としての地位を利用した営利活動、政治活動、宗教活動等

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動

(任期)

第9条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

2 第7条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開とする。

2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適正な運営を確保することができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

3 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 委員が第8条の規定に反したとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、その理由を示すものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、当該対象学校において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第2項の規定による意見聴取及び第7条の規定による委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(松伏町立小中学校管理規則の一部改正)

3 松伏町立小中学校管理規則(昭和32年松伏村教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第19条の2を次のように改める。

第19条の2 削除